

# 八幡浜地区施設事務組合職員の給与の支給等に関する規則

〔 令和 4 年 1 2 月 7 日 〕  
規 則 第 6 号  
改正

(目的)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 1 号）の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の給与の支給等については、八幡浜市職員の給与の支給等に関する規則（平成 1 7 年八幡浜市規則第 2 9 号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と、八幡浜市職員の給与の支給等に関する規則別表第 1 を次の表と読み替える。

別表第 1

| 部 局          | 公 職                     | 区 分 |
|--------------|-------------------------|-----|
| 各事務部局        | 課長、事務局長                 | 1 種 |
|              | 主幹、次長、課長補佐              | 2 種 |
| 一次救急休日・夜間診療所 | 事務長補佐                   | 2 種 |
| 特別養護老人ホーム    | 6 級に格付けされる施設長           | 1 種 |
|              | 5 級に格付けされる施設長、施設長補佐、事務長 | 2 種 |
| 消防本部及び消防署    | 消防監、消防司令長               | 1 種 |
|              | 消防司令                    | 2 種 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。